

平泉町第4次行政改革大綱 (案)

平成28年3月

平 泉 町

目 次

第1 行政改革の基本的な考え	3
1. これまでの行財政改革の取組経過	3
2. 行政改革の必要性	3
3. 推進期間	3
4. 推進体制	4
第2 基本方針	4
1. 基本姿勢	4
(1) 情報の共有	
(2) スピードと行動力	
(3) 住民主体の発想	
2. 基本方針	4
(1) 協働によるまちづくりの推進	
(2) 効率的な行政経営の推進	
(3) 健全な財政運営の推進	
(4) 機能的で活力のある組織の構築	
(5) 住民の信頼に応える職員づくり	
第3 具体的方策	5
1. 協働によるまちづくりの推進	5
(1) 住民に開かれた信頼される行政運営	
(2) 住民と行政との連携強化	
2. 効率的な行政経営の推進	5
(1) 行政評価システムの充実	
(2) 公共施設等の最適化と適正な管理	
(3) 民間委託・民営化等の推進	
3. 健全な財政運営の推進	6
(1) 自立性の高い財政運営と財政状況の積極的な公開	
(2) 起債発行の抑制	
(3) 財源確保の対策	
(4) 公営企業等の経営健全化	

4. 機能的で活力のある組織の構築	7
(1) 組織機構の見直し	
(2) 定員管理・給与の適正化	
(3) 危機管理体制の強化	
(4) 政策課題に対応したプロジェクトチームの設置	
(5) 議論が活発に行われる環境づくり	
5. 住民の信頼に応える職員づくり	8
(1) 人を育てる環境づくり	
(2) 目標管理を基礎とした人事評価制度の的確な運用	
(3) 職員研修の充実による資質向上	

第1 行政改革の基本的な考え

1 これまでの行財政改革の取組経過

平泉町では、これまで「平泉町行政改革大綱」（平成9年3月及び平成18年12月策定、平成23年3月策定）を3度にわたり定め、行政サービスの向上と自立的な行財政運営の確立を目指し、町民の皆さんの理解をいただきながらまちづくりを進めてきました。

特に第2次（平成18年度～平成22年度）では、行財政を取り巻く環境が厳しい状況を踏まえ、併せて総務省指導による集中改革プランに取り組み、事務事業評価制度の導入や公的資金に係る補償金免除繰上償還の実施、地域課題対応システムの確立や国保歯科診療所の民間譲渡も行い、また、平成21年度からは第三者機関として「平泉町行財政改革推進協議会」を設置し、住民主体の発想を取り入れました。

さらに、第3次（平成23年度～平成27年度）においては、計画的な職員数の削減などにより効率的な行政運営を積極的に推進し、公債費の縮減や財政の健全化を図る各種指標も改善されるなど一定の成果を挙げ、職員個々の自覚と意識改革も図られてきています。

※これまでの行財政改革の取組

H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
第1次行政改革大綱										第2次行政改革大綱					・第3次行政改革大綱				
										集中改革プラン					・第3次行政改革プラン				

2 行政改革の必要性

地方自治体を取り巻く行財政環境は、少子高齢化・人口減少時代の進展や町民ニーズの多様化などに伴い非常に厳しい時代にあります。引き続き町民ニーズに的確・適切に対応し、行政サービスを提供するためには、行政の効率化・スリム化と町民との協働のまちづくりを視点に取り組んできたこれまでの行財政改革をより一層進める必要があります。

また、今後、大規模な災害や多様化する課題などに対応していくためには、行政だけでなく、町民の皆さんや様々な団体がそれぞれ連携・協働して取り組むことが重要になります。そのためには、今後さらに厳しい状況に遭遇しても自立した運営ができるだけの財政基盤を確保しておくことが求められ、絶え間ない行財政改革を進めることにより、更なる財政構造の健全化を図っていく必要があります。

本大綱は、「新平泉町総合計画」（H23～32年度）を着実に推進し、すべての町民が心の安らぎを感じられる住みよいまちづくりを進めるため、効果的・効率的な行政経営に計画的に取り組む行財政改革の指針として位置付けるものです。

3 推進期間

本大綱の実施期間は平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間とします。

4 推進体制

(1) 組織

庁舎内部で組織する「行財政改革推進委員会」を開催するほか、必要に応じて専門部会を設置しながら大綱に基づいた行政改革を推進します。

また、町民で構成される「行財政改革推進協議会」を開催し、行政改革の取り組み状況についての検証や提言を受け、行政改革を推進します。

(2) 進行管理

ホームページや広報誌等により進捗状況を町民の皆さんに公表するとともに、必要な見直しを行いながら、行政改革に取り組みます。

第2 基本方針

1. 基本姿勢

行政サービスの向上と自立的な行財政運営の確立を図っていくためには、いかにして「行政の効率化」を図るかが重要になってきます。これまでも各種計画や指針に基づき最善の方法を選択しながら取り組んできましたが、これからも以下の3つの基本姿勢を念頭に5つの基本方針のもとに行政改革に取り組みます。

(1) 情報の共有

的確な情報を可能な限り早く収集し、HPや広報などで周知することにより行政の透明化を図ります。

(2) スピードと行動力

住民のニーズに迅速に対応し、現場に先ず足を運び状況を確認するなど今まで以上に誠意のある対応を行います。

(3) 住民主体の発想

住民の視点に立ち町民と行政が信頼し合える関係をつくり、住民との協働のまちづくりを進めます。

2. 基本方針

次の5つを基本方針と定め、行政改革を進めていきます。

- (1) 協働によるまちづくりの推進
- (2) 効率的な行政経営の推進
- (3) 健全な財政運営の推進
- (4) 機能的で活力のある組織の構築
- (5) 住民の信頼に応える職員づくり

第3 具体的方策

1. 協働によるまちづくりの推進

住民参加・協働によるまちづくりを推進するためには、行政の透明性の向上を図ることが重要です。行政情報の積極的な情報の提供を進めながら公の部門への民の参画を促し、次の事項を取り組み地域主体・協働によるまちづくりを進めます。

(1) 住民に開かれた信頼される行政運営

高度化・複雑化する町民ニーズに対応するため、町の施策や行政情報について、積極的な情報公開を行うなど「住民に開かれた信頼される行政運営」を推進します。

行財政運営の情報をさまざまな媒体により、町民にわかりやすく積極的に開示するとともに、行政の考え方を町民に直接説明する機会を拡大し、開かれた町政の中で町民と情報の共有化を図ります。

(2) 住民と行政との連携強化

町民と共に地域を考え、お互いに協力して地域の課題解決や活性化を図るため、行政区などの自治会や各種団体、サークル、企業等地域を構成する様々な主体と協力しながら「町民がまちづくりの主権者」という、住民自治の原点に立って、町民の皆さんや自治会、NPO法人等との協働を推進します。

2. 効率的な行政経営の推進

人、物、金という限られた資源の中で、安定した良質の行政サービスを住民に提供するためには選択と集中による施策の重点化を図ることが重要です。事務事業全般において町民の目線から絶えず見直しを行い、より一層の効率化、見直しによる経費節減を図るとともに、経営基盤の強化を図るため、次の事項に取り組み、行政経営の効率化に取り組みます。

(1) 行政経営システム及び行政評価システムの充実

原則として、毎週月曜日に開催される庁議や政策内容に応じて開催される関係課の協議のほか、企画・財政協議の位置づけを含め政策の決定に至るルートの整備を定めた行政経営システムの充実に取り組みます。

また、行政評価は、行政の現状を把握し行政課題を発見するためのツールです。これまで事務事業評価に取り組んできましたが、今後は常に住民満足度を高めるため、事務事業評価・政策評価などの行政評価システムの充実に取り組みます。

(2) 公共施設等の最適化と適正な管理

町では小、中学校、幼稚園、保育所、住宅及び公民館、文化遺産センターなどの社会教育施設と多くの公共施設を有しています。過去に建設された公共施設の老朽化に伴う改修費が今後大きな負担となることや、人口減少等による利用需要の変化に伴い、将来を見据えた公共施設のあり方について、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の最適化と適正な管理を推進します。

(3) 民間委託・民営化等の推進

公共サービスの中には必ずしも行政だけが行うものとは限らないものも有しています。実施（提供）主体を見直し、より効果的・効率的にサービス水準の維持・向上が図られるものについては民営化や民間委託あるいは指定管理者制度の活用などを検討していきます。

3. 健全な財政運営の推進

今後、町を取り巻く行財政環境がさらに厳しくなる中においても、将来にわたり持続可能な財政運営のために必要な財源を確保します。自立した持続可能なまちづくりを行う大前提は財政の健全化であり、常にコスト意識を持ちながら計画的な行政経営を行う必要があります。このため次の事項に取り組み、将来を担う若い世代に過大な負担を強いることのないよう、身の丈にあった財政運営に努めます。

(1) 自立性の高い財政運営と財政状況の積極的な公開

予算の執行については、全職員自らがコスト意識を持ち、「最小の経費で最大の効果」を基本理念に、限られた財源の中で最大限の公共サービスを提供できるよう努めます。

中期的（3～5年先を見通した）財政計画を毎年度見通しながら、見込める歳入に相応した歳出を基本として各種施策に対し優先順位をつけ選択し、あるいは政策的経費への重点配分を行うなど、限られた財源の経費支出の効率化に徹します。財政調整基金については災害など非常事態に備え標準財政規模の10～15%を維持していきます。

また、町の財政状況を正確に把握し、財政運営が適正に行われているのかを客観的に評価するとともに、新公会計制度の導入により、貸借対照表、行政コスト計算書等の財務書類を作成し、効果的でわかりやすい手法を用いてその情報を積極的に公開します。

(2) 起債発行の抑制

平成19年度に策定した公債費負担適正化計画に基づき平成24年度の実質公債費比率18%未満を目指し起債発行を抑制してきました。平成28年度以降も実質公債費比率18%未満を維持していきます。

(3) 財源確保の対策

手数料や使用料については、近隣市町の状況や社会情勢に照らしながら検証し、受

益者負担の原則に基づき見直しを検討します。また町税や保険料、保育料、各種使用料の収納率を向上させるため、収納体制強化の検討も行います。その他の対策としては普通財産（土地・建物）の処分や有料広告収入など財源確保策を講じていきます。

(4) 経費の節減合理化

事務執行の簡素化、集約化、標準化を図るため、事務の総点検に取り組みます。内部事務事業全般について、徹底した見直しを行い、経費の節減合理化に努めます。

(5) 公営企業等の経営健全化

下水道事業、農業集落排水事業、簡易水道事業については各々普通会計から毎年繰り入れをして事業を実施していますが、今後とも経営の健全化に努めていきます。

また、簡易水道会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計の公営企業化に向けた取り組みを推進します。

4. 機能的で活力のある組織の構築

少ない職員体制の中でいかに機能的でいきいきとした組織をつくりあげていくかが今後の大きな課題となります。このため引き続き次の事項について取り組み、職場内での議論を活発にし、新しい発想や仕事の見直しにつながるような職場環境をつくっていきます。

(1) 組織機構の見直し

簡素で合理的な組織・機構の整備及び総合的な組織力の向上・体質改善を図るため現状の組織・機構の検証を行い、社会経済情勢や町民ニーズに対応した業務執行体制を検討します。

(2) 定員管理・給与の適正化

権限委譲などで行政需要の増加が今後とも見込まれる中で、これまで以上に効率的かつ効果的な行政運営が必要となっています。

平成28年度からの新たな定員適正化計画を策定し、「適切な人員配置による人材資源の有効活用」の視点の元「最小の経費で最大の効果を発揮できる少数精鋭の組織体制」の確立を目指します。

このため職員年齢構成の平準化や退職職員の将来的推移を見極めながら、総務省の類似団体別職員数の状況などを活用した適正な定員管理を行います。給与については労使合意の上、人事院勧告に沿った給与構造の適正化を図ります。

(3) 危機管理体制の強化

自然災害などから町民の生命と財産を守ることは町の最も重要な使命です。そのためには、町の防災体制の充実・強化が強く求められています。町民の皆さんの安全・安心を守り、将来を見越した政策を展開するため、町の組織力の向上を目指します。時代の

変化と町民ニーズに即した質の高いサービスを提供する体制づくりを進めるとともに、簡素で効率的な組織の確立に努めます。

(4) 政策課題に対応したプロジェクトチームの設置

政策課題に対応するためプロジェクトチームを設置し、課を越えた連携を図るなど柔軟かつ積極的な取組みを行います。

(5) 議論が活発に行われる環境づくり

いきいきとした組織・職場環境とするためには職員個々の情報や意識を共有し、事務事業に対する意見など自由・活発に議論できる環境づくりに努めます。

5. 住民の信頼に応える職員づくり

「新平泉町総合計画」を実現するため、また行政改革を確実に進めるにあたっては職員の意識改革が重要です。地域の諸課題や政策課題に勇気を持って対峙する姿勢、「できない」ではなく「どうしたらできるか」の姿勢で住民の負託に的確に応えていくため、次のことに取り組みます。

(1) 人を育てる環境づくり

職員採用における有能な人材の確保や人事異動による人材育成など、平泉町人材育成基本方針に基づき系統だった人材の育成を図ります。

また、人材育成の基本である「自己啓発（自己学習）」に結びつく職場環境づくりや人事管理に努めます。

(2) 目標管理を基礎とした人事評価制度の的確な運用

職員の意欲を高め、相互のコミュニケーションを緊密にするため、人事評価制度の効果的な運用を図ります。

(3) 職員研修の充実による資質向上

多様化・高度化する住民ニーズや様々な行政課題に的確に対応できる職員を育成するため、職員研修のより一層の充実を図ります。

また、職員個々が常に向上心を持ち、自発的な能力向上に取り組みやすい職場の風土醸成を推進します。